

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 企業間の連携

サプライチェーン全体で持続可能な社会の実現に貢献できるよう、調達活動に関する「西武グループサステナブル調達方針」と「西武グループサプライヤーガイドライン」を基に、協力企業のみなさまと協業していきます。

② グリーン化の取組

各地域や保有資産の特性に応じた再生可能エネルギー発電設備の導入支援、廃棄物の有効活用、森林の保全・活用や生物多様性に配慮した緑化整備に取り組み、環境教育の継続実施し、地球環境の課題解決に寄与して参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と、少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め 契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等 による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金（振込）で支払います。また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインに掲げられている基本的な考え方や、契約書ひな形を踏まえて取引を行います。また、取引上の立場を利用した、両者が情報開示を行う際の片務的な秘密保持契約の締結、一方的なノウハウの開示、知的財産権無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

「西武グループ企業倫理規範」および「西武グループ行動指針」および「西武造園グループ行動規範」に基づき、公正・公平な取引を行います。

2025年7月1日

横浜緑地株式会社

企 業 名

代表取締役 横田 純

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。